(目的)

第1条 この規則は、災害時又は災害の発生するおそれのあるとき(以下「災害時等」という。)に、自力で迅速な避難行動ができない者に対し、地域において必要な避難支援を受けられる体制を整備するとともに、平常時においては声かけや見守り活動を行うことで、安心・安全で暮らすことのできる地域の共助体制づくりを推進することを目的とする。

(要援護者)

- 第2条 この規則において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時等に自力 で避難することが難しい者で、避難等の支援を希望し、支援を受けるために必要な 個人情報を提供することに同意をしたものをいう。
  - (1) 75 歳以上の者(以下「高齢者」という。)でひとり暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属するもの
  - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者
  - (3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定に基づく身体障害者手帳の 交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者程度等級表の 1 級又は 2 級に該当するもの
  - (4) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官 通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が A 判定に該当 するもの
  - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第2項の規定による1級に該当するもの
  - (6) その他災害時等の避難等に支援を要する者で、町長が必要と認めるもの (要援護者の登録)
- 第3条 要援護者は、支援を受けるために必要な個人情報を記載した嘉手納町災害時等要援護者登録(変更)申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、近隣者等の地域支援者(以下「支援者」という。)の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。
- 2 前項の申請が困難な場合は、同居者、親族、自治会、民生委員児童委員、介護 支援専門員及び相談支援専門員等(以下「代理申請者」という。)が申請を行う ことができる。
- 3 町長は、第1項の申請を円滑に行うため、代理申請者の協力を得て、要援護者の 把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。
- 4 町長は、前項の調査を踏まえ、要援護者に係る嘉手納町災害時等要援護者登録 (変更)申請書を、嘉手納町災害時等要援護者台帳(以下「要援護者台帳」という。) に登録するものとする。

(避難支援プラン)

第4条 町長は、要援護者台帳に基づき、個別の避難支援プラン(様式第2号)(以下 「避難支援プラン」という。)を作成するものとする。

(要援護者情報の提供)

- 第5条 町長は、要援護者台帳及び避難支援プラン(以下「台帳等」という。)の 副本を支援者、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織に 提供するものとする。
- 2 前項の台帳等の提供を受けるときの要件は、それぞれ次の各号に掲げる。
  - (1) 支援者においては、個人情報保護に関する誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。
  - (2) 自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織(以下「地域関係者」という。)においては、個人情報等の取扱いに関する協定書(様式第4号)により、町長と協定を結ばなければならない。

(台帳等の保管)

- 第6条 台帳等の原本は町長が保管し、副本は支援者及び地域関係者(以下「支援者等」という。)並びに要援護者が保管するものとする。
- 2 地域関係者は、台帳等の保管にあたり、保管責任者を定めなければならない。 (支援者等による支援)
- 第7条 支援者等は、要援護者台帳に登録された要援護者に対し、次に掲げる支援を 行うものとする。
  - (1) 災害時等における安否確認、情報伝達、避難誘導、救出活動等
  - (2) 前号の活動を円滑に実施するため、日常生活において行う声かけや見守り等 (支援者等の責務)
- 第8条 支援者等は、前条に掲げる支援以外の目的で台帳等を活用してはならない。
- 2 支援者等は、台帳等に記載された個人情報及び支援上知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援を退いた後も同様とする。
- 3 支援者等は、台帳等を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が 支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 4 支援者等は、台帳等を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。 (登録の変更)
- 第9条 要援護者又は代理申請者は、要援護者台帳に記載された事項に変更が生じた場合は、嘉手納町災害時等要援護者登録(変更)申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに要援護者台帳を修正するとともに、支援者等に連絡するものとする。

(登録の辞退)

- 第10条 要援護者が、登録の辞退を求める場合は、町長に登録辞退届(様式第5号) を提出しなければならない。
- 2 前項の提出が困難な場合は、代理申請者が提出することができる。

(登録の取消し)

- 第11条 町長は、要援護者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、要援護者台帳から登録を取り消すとともに、その旨を支援者等に連絡するものとする。
  - (1) 要援護者が町外に転出したとき。
  - (2) 要援護者が入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
  - (3) 要援護者が死亡したとき。
  - (4) 第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(要援護者支援の周知)

- 第12条 町長は、広報等を通じて、この規則に定める事項の周知を図るものとする。 (所管)
- 第13条 要援護者の登録その他要援護者の支援に係る事務は、福祉部福祉課において処理するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

※平成25年3月1日公布